

グループ利益相反管理方針

(目的)

第1条 本管理方針は、当社およびその傘下会社（以下、「グループ内会社」といい、当社およびグループ内会社を総称して「当グループ」という。）が行なう取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

(利益相反の定義)

第2条 本管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下、「対象取引」といいます）とは、当グループが行なう保険関連業務にかかるお客さまとの取引のうち、当グループとお客さまの間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

(対象取引の特定)

第3条 対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行います。

(対象取引の特定のプロセス)

第4条 当社およびグループ内会社は、お客さまとの取引が利益相反のおそれがある取引に該当するか否かについて、リーガル・コンプライアンス部が、担当部門から定期的又は必要に応じて随時に提供される情報及び関係部室と協議のうえ、総合的に勘案して決定します。

(対象取引の類型・主な取引例)

第5条 対象取引の類型とその主な取引例は、以下の通りです。

- (1) お客さまと当グループの間の利益が相反するおそれのある取引
 - ① 特定の部室が入手したお客様の情報が他部室に漏洩し、他の取引に利用される場合
 - ② 優越的地位の濫用等に抵触するおそれがある場合
- (2) 複数のお客さま間の利益が相反するおそれのある取引
 - ① 当グループとの取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合
 - ② 接待・贈答を受け、又は行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した条件で取引を行う場合

(対象取引の管理方法)

第6条 当グループは、利益相反のおそれのある取引について、次に掲げる方法またはこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ④ その他対象取引を適切に管理するための方法

(利益相反管理体制)

第7条 当グループは、当社またはグループ内会社において利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理し、利益相反に関する情報を集約するとともに、当グループの利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を検証し、必要に応じ見直しを行います。

(利益相反管理の対象となるグループ内会社の範囲)

第8条 利益相反管理の対象となる法人等は、保険業法第100条の3及び保険業法施行令第14条の定めに該当する者を対象とします。

制定 2018年7月2日